

東海市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第 38 号

東海市手数料条例の一部を改正する条例

東海市手数料条例(昭和 44 年東海市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。
別表第 4 の⁽⁴⁷⁾の項中「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 14 各号」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。